

## NICU に入院した新生児のための母乳育児支援ガイドライン (作成の経緯)

母乳育児は栄養学的、免疫学的に、また母子関係形成上も優れており、NICU では積極的に母乳育児支援取り組んでいます。その取り組みは、1) 直接授乳(直接母親の乳房から授乳すること、直母と略す)ができない間は、搾乳し、母乳を栄養チューブから与える、2) 直母が可能となるまで母乳分泌を維持する、3) 直母を成功させることが骨子となります。これらの取り組み、特に、直母を成功させるには、看護者による情報提供や助言、実地指導が不可欠であり、しかも、それには時間を要します。

看護系学会等社会保険連合(本学会も加入)は、平成20年度診療報酬改定に際して、保険点数化を希望する医療技術を募集しました。そこで、本学会の診療報酬検討委員会において検討し、上記の理由から、ハイリスク新生児の直母指導料を申請することにしました。しかし、申請には医療技術評価提案書を作成しなければならないのですが、それには、技術の有効性・技術の成熟度・普及性の記載が必要でした。このとき改めて、NICUでの母乳育児指導内容が標準化されていないことに気づいたわけです。

NICUにおける母乳育児支援は、産科病棟や外来の助産師との連携・協働が不可欠です。そこで、日本助産学会に協力を要請し、NICU入院児の母乳育児支援委員会を立ち上げることになりました。第1回委員会(平成18年9月5日)では、1)文献レビュー、2)母乳育児指導に関する実態調査、3)「NICUに入院した新生児のための母乳育児支援ガイドライン」の作成を本委員会の当面の課題としました。第11回委員会(平成20年2月17日)では、調査結果および完成したガイドラインの公表について最終決定をしました。日本新生児看護学会においては、調査結果およびガイドライン推奨の要点を本誌(第14巻1号)に掲載することになり、また、ガイドラインの解説編は本学会HPに掲載の予定です。

NICU入院児の母乳育児支援委員会は、ガイドラインの内容に基づいた研修を行うという新しい課題に取り組んでおり、第12回委員会(平成20年4月27日)では、研修内容について検討を進める予定です。

ガイドラインは臨床で受け入れられることが必要です。そのためには、ガイドラインに基づいた「研修」を実施することによって、ガイドラインが普及し、看護者の知識や技術の向上、ケア水準維持と標準化を図ることができると考えています。

ガイドラインに基づく支援によって、1)看護者自身の知識や技術が向上する、2)全国のNICUにおけるケア内容が一定水準に維持される、3)NICUに入院した新生児と母親が、いずれの施設においても、一定水準の標準的な支援が受けられる、ということを期待しています。これらの期待については調査・研究によって実証し、その結果に基づき、ガイドラインの内容を修正しなければなりません。また、母乳育児に関する知識は、例えば「乳管洞は存在しない」「新生児の吸啜メカニズムを取り入れた全自動型電動搾乳器の開発」というように、今後も、科学的な研究手法によって新たな発見や発明がもたらされると思います。この点においても、ガイドラインの内容は修正していかなければなりません。

「NICUに入院した新生児のための母乳育児支援ガイドライン」が、会員の皆様方に留まらず、新生児にかかわるすべての関係者の方々に受け入れられ、NICUに入院した新生児と母親が、どの施設においても、一定水準の標準的な支援が受けられることを願っています。

NICU入院児の母乳育児支援委員会委員長  
横尾 京子

# NICU に入院した新生児のための母乳育児支援ガイドライン (推奨の要点)

看護師は、すべての新生児が母乳で育てられるよう、特に、NICU に入院した新生児とその母親に対しても、一定水準の専門知識と技術を用いて、母乳育児を開始、継続できるよう支援する責任がある。

本ガイドラインは、このような考えのもと、NICU に入院したすべての新生児とその母親が、搾乳に始まり、可能な限り早期に直接授乳（直接母親の乳房から授乳すること。以下、直母）の経験を重ね、NICU 退院後も、母親が主体的に、出来る限り長期に母乳育児を継続することができるよう、看護師に必要な標準的な考え方や方法を提示するものである。

本ガイドラインに基づく支援によって、1) 看護師自身の知識や技術が向上する、2) 全国の NICU におけるケア内容が一定水準に維持される、3) NICU に入院した新生児と母親が、いずれの施設においても、一定水準の標準的な支援が受けられる、ということが期待される。これらの期待については調査・研究によって実証し、その結果に基づき、ガイドラインの内容を修正しなければならない。

NICU に入院した新生児に関わるすべての看護師が、一定水準の専門知識と技術を備えて支援していくには、本ガイドラインを基に構成された「NICU 入院児の母乳育児支援研修」を受講し、その専門性を高める必要がある。

以下の提示項目は NICU に入院した新生児の母乳育児を支援するうえで推奨し得ると考えられるものであり、解説編においては、各項目を支持する内容について、Agency for Health Care Policy and Research の基準を参考に、エビデンスレベルを付記した。

看護師は次のことを行う：

1. 母親を精神的にサポートする。
2. 母親の母乳育児に関する意思や自己決定を尊重する。
3. 母乳の特性および母乳育児の意義について十分理解したうえで支援する。
4. 直母の方法に関する基本的な情報を提供し、実行できるよう支援する。
5. 搾乳の必要性と方法に関する情報を提供し、実行できるよう助言やフィードバックを行う。
6. 直母を成功に導く具体的な方法について情報提供し、必要に応じて実行できるよう指導する。
7. 新生児の状態にあわせ、母乳育児の過程を個別的に説明、情報を提供する。
8. 退院数日前の乳児の様子について情報提供し、退院後も母乳育児を継続できるよう助言する。
9. 母乳育児ができない母親を精神的に支え、必要とする情報を提供する。
10. 母乳育児に関する図書を紹介し、貸し出しできるようにする。

平成 18 年度・19 年度 NICU 入院児の母乳育児支援委員会

日本新生児看護学会

横尾京子（委員長） 宇藤裕子 木下千鶴 長内佐斗子 村木ゆかり

日本助産学会

栗野雅代（ガイドライン案作成） 岡永真由美 高田昌代